

【被災者生活再建支援金支給申請書記入の仕方(1枚目)】

※記入上の注意事項については、「P10【記入等に関する注意事項】」を参照して下さい。

※記入必須

①支給番号

- ・1回目の申請では記入しないで下さい。
- ・2回目以降の申請の場合は記入して下さい。

②申請者氏名

- ・被災当時の世帯主が申請して下さい。
- ・やむを得ず世帯主ではない方が申請する場合は、「P10注意事項②」を参照してください。

③「Ⅰ被災時の世帯の状況について記入して下さい。」

- ・住民票をもとに、該当する世帯状況を○で囲んで下さい。

④「Ⅰ-②世帯主の氏名」

- ・住民票をもとに被災当時の世帯主を記入して下さい。
- ※現在の世帯状況と異なる場合でも、被災当時の世帯主氏名を記入して下さい。

⑤「Ⅰ-③被災した住宅の住所」

- ・罹災証明書に記載の被災住所を記入して下さい。

⑥「Ⅱ被災世帯の現在の住所等を記入して下さい」

- ・郵送物の受取先となる住所、日中連絡がとれる電話番号を記入して下さい。

⑦「世帯主の支援金の振込先口座を記入して下さい」

- ・銀行等を希望する場合は、上段に記入して下さい。
- ・ゆうちょ銀行を希望する場合は、下段に記入して下さい。
- ・種別欄は、「普通」を○で囲んで下さい。

⑧「Ⅳ住宅の被害状況を○で囲んで下さい」

- ・被災日欄に被災した日付を記入して下さい。
- ・罹災証明書をもとに、該当する被害状況を○で囲んで下さい。

別紙様式第7号

被災者生活再建支援金支給申請書

平成 年 月 日

被災者生活再建支援法人

公益財団法人 都道府県会館理事長 殿

被災者生活再建支援金の支給を申請します。

申請者氏名

支給番号

①

世帯主以外の方が申請する場合はその理由：

被災時の世帯の状況について記入して下さい。

③

①単身世帯、複数世帯の別を○で囲んで下さい（単数・複数）

②世帯主の氏名

④

よみがな

③被災した住宅の住所

⑤

被災世帯の現在の住所等を記入して下さい

現在の住所

⑥

電話番号

()

Ⅱ 世帯主の支援金の振込先口座を記入して下さい

金融機関名

支店名等

種別

口座番号

⑦

普通・当座・その他

ゆうちょ銀行

記号

番号

Ⅳ 住宅の被害状況を○で囲んで下さい（被災日：平成 年 月 日）

被害状況

（全壊・半壊解体・敷地被害解体
・大規模半壊・長期避難）

⑧

半壊解体・敷地被害解体の場合はその理由：

【被災者生活再建支援金支給申請書記入の仕方(2枚目)】

⑨「V(1)申請する基礎支援金について～」

- ・雇災証明書上の被害状況、住民票上の世帯状況を確認の上、今回申請欄(A)の該当する金額を○で囲み「申請額(A-B)」に申請する金額を記入して下さい。
- ・申請書に添付した書類について、「備考欄」の該当する書類名を○で囲んで下さい。
- ・2回目(加算支援金)以降の申請の場合、この欄は、差額申請がある場合のみ記入してください。
- ・受給済(B)欄は、住宅を解体した場合の差額申請用に設けています。差額申請する場合は、P11注意事項⑨を参照して申請して下さい。

(1) 申請する基礎支援金について該当する金額を○で囲み、申請額を記入して下さい。
(初めて申請される方は必ず記入してください。2回目以降は、特に必要がない限り空欄のまま結構です。)

区 分	今回申請(A)		受給済(B)		備考(添付書面等)
	複数世帯	単身世帯	複数世帯	単身世帯	
全壊	100万円	75万円	⑨		住民票 預金通帳の写し
解体(様・敷地等)	100万円	75万円			雇災証明書
長期避難	100万円	75万円			その他()
大規模半壊	50万円	37.5万円	50万円	37.5万円	
申請額(A-B):					万円

⑩「V(2)申請する加算支援金について～」

- ・住宅の再建方法に応じて、今回申請(C)の該当する金額を○で囲み、「申請額(C-D)」に申請する金額を記入して下さい。
- ・申請書に添付した書類について、「備考欄」の該当する書類名を○で囲んで下さい。
- ・受給済(D)欄は、賃貸住宅から建設・購入又は補修に変更する場合の差額申請用に設けています。差額申請する場合は、P12注意事項⑩を参照して申請して下さい。

(2) 申請する加算支援金について該当する金額を○で囲み、申請額を記入して下さい。

区 分	今回申請(C)		受給済(D)		備考(添付書面等)
	複数世帯	単身世帯	複数世帯	単身世帯	
建設・購入	200万円	150万円	⑩		契約書の写し
補修	100万円	75万円			その他()
賃貸住宅 ※公営住宅入居者除く	50万円	37.5万円	50万円	37.5万円	
申請額(C-D):					万円

注1) 備考欄の添付書面は、該当するものを○で囲んで(その他の場合は書面名も記入して)ください。
注2) それぞれの支援金について、複数の「区分」に該当する場合は、それらのうちの高い方の額が最終的な支給額になります。既に受給した支援金がある場合は受給済額との差額を「申請額」の欄に記入してください。

⑪市区町村記入欄

- ・この欄は市区町村役場が記入する欄のため、記入はしないでください。

市区町村役場記入欄

(災害名) ⑪

【被災者生活再建支援金支給申請書記入等に関する注意事項】

① 支給番号について

- ・支給番号について、1回目（基礎支援金）の申請の場合は、記入しないで下さい。
- ・2回目（加算支援金）以降の申請の場合は、「被災者生活再建支援金支給通知書」に記載されている支給番号を確認し、記入して下さい。

② 申請者氏名について

- ・申請者は、原則として、住民票に記載されている世帯主が申請して下さい。
- ・やむを得ず世帯主ではない方が申請する場合は、市区町村の窓口に来て申請された方の氏名、「世帯主以外の方が申請する場合はその理由」欄にその理由を記入して下さい。

③ 「Ⅰ－①単数世帯、複数世帯の別を○で囲んでください」について

- ・被災当時の世帯状況を記載した住民票をもとに、該当する世帯区分を○で囲んでください。
- ・なお、住民票については、世帯状況・世帯主の氏名（申請書Ⅰ－②）・被災した住宅の住所（申請Ⅰ－③）を確認するため、必ず被災当時の状況が記載されている住民票を添付して下さい。

④ 「Ⅰ－②世帯主の氏名」について

- ・被災当時の住民票に記載されている世帯主の氏名及びふりがなを記入して下さい。
- ※申請前に世帯主の方が亡くなられている場合でも、住民票のとおり記入して下さい。

⑤ 「Ⅰ－③被災した住宅の住所」について

- ・罹災証明書に記載されている被災住所を記入して下さい。
- ・罹災証明書と住民票に記載されている住所表記が異なる場合は、それらはいずれも同一場所であることを確認するとともに、同一場所である旨を記載した書類を作成し、申請書に添付して下さい。
- ・被災住所に住民票を置いていない場合は、被災住所に生活の本拠があったことが確認できる書類を添付して下さい。
- ・なお、複数の住宅に居住していた場合、生活の本拠として日常的に使用している場所で被災した場合のみ対象となります。

⑥ 「Ⅱ 被災世帯の現在の住所等を記入して下さい」について

- ・「現在の住所」欄については、支援法人より支給予定日等を記載した「被災者生活再建支援金支給通知書」の発送に使用します。
- ・この支給通知書は支給金額などの個人情報を含む書類であるため、送付先となる現住所は、個人情報の保護のため、一時的な避難所ではなく申請者本人が支給通知書を確実に受け取れる住所を記入して下さい。
- ・また、「電話番号」については、申請内容について確認する事項がある場合、支援法人より電話連絡をする際に使用しますので、日中に連絡がとれる電話番号を記入して下さい。

⑦「Ⅲ 世帯主の支援金の振込先口座を記入して下さい」について

- ・振込先の金融機関は、銀行（農協、信用金庫）等は上段に、ゆうちょ銀行は下段に口座情報を記入して下さい。
- ・銀行等に振り込む場合の種別については、「普通」を○で囲んで下さい。支援金の振込口座種別の取り扱いについては、普通預金口座のみとなります。当座預金・貯蓄預金等の口座については、取り扱いができません。
- ・支援金の振込先口座は、「Ⅰ－②世帯主の氏名」で記載した世帯主の口座を記入して下さい。
- ・支援金は、被災当時の世帯主の口座に支給します。ただし、申請前に世帯主の方が亡くなられている場合等は、被災時同一世帯員の口座に限り、振込口座を変更し支給します（被災当時の世帯を確認するため、被災世帯全員の住民票（除票）を添付して下さい）。
- ・申請書に記載する口座情報については、「預金通帳の写し」と相違がないよう、正しく記入して下さい（誤記入は支給の遅延につながりますのでご注意ください）。
- ・「預金通帳の写し」は、口座名義の「よみがな」が記載されている部分があるものを添付して下さい。「よみがな」の記載がない場合は、金融機関に届け出ている「よみがな」を「カタカナ」で預金通帳の写しに記入して下さい。
- ・2回目（加算支援金）以降の申請で、1回目（基礎支援金）の申請とは異なる金融機関に変更する場合、世帯主の普通預金口座の通帳の写しを添付して下さい。
- ・申請後に振込口座の変更をすることはできません。

⑧「Ⅳ 住宅の被害状況を○で囲んで下さい」について

- ・被害状況については、市区町村が発行した罹災証明書をもとに記入して下さい。
- ・「半壊解体」の場合は、「半壊解体・敷地被害解体の場合はその理由」欄に具体的な理由を記入するとともに、解体が完了したことが確認できる証明書（市区町村が発行した解体証明書もしくは滅失登記簿謄本など）を添付して下さい。
- ・「敷地被害解体」の場合は、「半壊解体・敷地被害解体の場合はその理由」欄に敷地被害解体と記入するとともに、住宅の敷地に被害を受けたことが確認できる証明書を添付して下さい。
- ・「長期避難」の場合は、特殊な取り扱いとなりますので、長期避難世帯が申請する場合は、長期避難世帯に該当する旨の市町村による証明書の添付が必要ですので、証明書類については市町村にご確認ください。

⑨「Ⅴ（1）申請する基礎支援金について該当する金額を○で囲み～」について

- ・Ⅴ（1）は基礎支援金を申請する欄ですので、基礎支援金を申請する場合のみ記入して下さい。
- ・この欄は、罹災証明書に記載されている被害状況、住民票に記載されている世帯状況をもとに、該当する区分を○で囲み、申請額を記入して下さい。
- ・被災当時の世帯状況・世帯主の氏名・住所を確認するため、必ず被災当時の状況を記載した被災世帯全員の住民票を添付して下さい。
- ・大規模半壊と認定された世帯が基礎支援金の50万円（単身世帯：37.5万円）を受給し、その後やむを得ない事由により住宅を解体したため、解体（半壊・敷地被害）による支援金100万円（単身世帯：75万円）と受給済みの50万円（単身世帯：37.5

万円)との差額50万円(単数世帯:37.5万円)について差額申請をすることができます。差額申請をする際は、今回申請(A)の解体(半壊・敷地被害)の複数世帯100万円を○で囲み、受給済(B)の大規模半壊50万円を○で囲み、表の右下の申請額(A-B)に差額の50万円を記入して、申請をして下さい。

⑩「V(2) 申請する加算支援金について該当する金額を○で囲み～」について

- ・ V(2)は加算支援金を申請する欄ですので、加算支援金を申請する場合のみ記入して下さい。
- ・ この欄は、世帯主が「建設・購入」・「補修」・「賃貸」のうち、どの住宅再建を選択するのかに応じて、それぞれ該当する区分を○で囲み、申請額を記入して下さい。
- ・ 「契約書等の写し」については、住宅再建方法に応じた書類を添付して下さい。
その際、契約書の名義については、世帯主もしくは被災時同一世帯員に限ります。
- ・ 被災当初、賃貸住宅として入居した世帯が加算支援金の50万円(単数世帯:37.5万円)を受給し、その後住宅を新築した場合、「建設・購入」による支援金200万円(単数世帯:150万円)と受給済みの50万円(単数世帯:37.5万円)との差額150万円(単数世帯:112.5万円)について差額申請をすることができます。差額申請をする際は、今回申請(C)の「建設・購入」の複数世帯200万円を○で囲み、受給済(D)の「賃貸住宅(※公営住宅入居者除く)」の50万円を○で囲み、表の右下の申請額(C-D)に差額の150万円を記入して、申請をして下さい。

○申請書の記入にかかる個別のお問い合わせは、お住まいの市町村担当窓口
にご相談下さい。

(被災者生活再建支援法人のご案内)

公益財団法人都道府県会館 被災者生活再建支援基金部

〒102-0093 東京都千代田区平河町2-6-3 都道府県会館内

TEL 03-5212-9111 FAX 03-5210-4900